

島根県報

号外第五六号

平成十四年四月五日

(金曜日)

選管告示

大田市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する

審査の申立てについての裁決

目 次

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第二十二号

平成十四年一月二十七日執行の大田市議会議員一般選挙における選挙の効力に関し、島根県大田市五十猛町一七三五番地一〇藤野陽子から提起された審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成十四年四月五日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

裁 決 書

島根県大田市五十猛町一七三五番地一〇

審査申立人 藤 野 陽 子 (六十三歳)

右記の者から提起された平成十四年一月二十七日執行の大田市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)の選挙の効力に関する審査申立てについて、島根県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり裁決する。

主 文

この審査申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人(以下「申立人」という。)は、本件選挙に関し、大田市選挙管理委員会

(以下「市委員会」という。)に対して異議の申出をしたところ、市委員会は、同年二月

七日これを棄却する旨の決定をしたので、これを不服として、当委員会に対し、この決定

を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

一 棄権者数、不在者投票者数及び最終得票数調表に誤りがある。

二 開票の開始時刻が平成十年一月二十五日執行の大田市議会議員一般選挙(以下「前回選挙」という。)に比べ約二時間遅延し、その間や開票の段階で投票のすり替えが行われ、各候補者の得票数が誤っている。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを受理し、市委員会から弁明書、申立人から反論書を徴した上で、申立人の口頭意見陳述を聴くとともに審尋を行った。また、市委員会に対し必要な物件の提出を求め、慎重かつ厳正に審理した。

ところで、公職選挙法(以下「法」という。)第二百五条第一項の規定によれば、選挙が無効とされるのは、選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙の管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反するとき、または直接そのような明文の規定はないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害される場合を指すものと解されている。(昭和六十一年二月十八日最高裁判決)

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、その規定違反がなかったならば、選挙結果につき、あるいは異なった結果を生じるかもしれないと客観的に認められる場合をいうものとされている。(昭和二十九年九月二十四日最高裁判決)

このような観点から、申立人の主張について順次検討する。

一 申立理由一について

本件選挙における投票者数及び棄権者数は、投票録から集計するとそれぞれ二、一〇二人、五、三七〇人であり、選挙録、選挙調表に記載された投票者数、棄権者数と合致しており、投票録及び選挙録には、投票管理者、投票立会人及び選挙長、選挙立会人の署名もなされている。また、不在者投票者数は二、二四五人であり、不在者投票処理

毎週火・金曜日発行

簿の記載や不在者投票に関する調査及び投票録の記載の数と合致している。最終得票数
調査についても、選挙録の各候補者の得票数と合致している。その他の関係書類の調査
でも不正をうかがわせる事実はなく、申立人の口頭意見陳述及び審尋からも選挙の無効
原因となるべき事由を見出すことができなかった。

このような状況を勘案すると、申立人の主張は推測の域を出ないものであって、認容
することができない。

二 申立理由二について

投票用紙の使用数については、不在者投票者数及び投票所における使用数を合算する
と二二、一〇二枚であり、投票者数二二、一〇二人と合致している。

開票開始時刻の約二時間遅延については、本件選挙における開票事務が行われた選挙会
は、午後九時に開会されており、一方、前回選挙における開票事務が行われた選挙会は、
午後七時三十分の開会されている。この開票開始時刻の差異は、平成十年施行の法の改
正による投票所閉鎖時刻の二時間延長によるものであり、投票所閉鎖時刻延長に伴って
の選挙会開会時刻の遅れであると認められる。

また、開票作業中における不正行為については、投票のすり替え等が行われたことを
疑うに足りる事実を確認することはできず、申立人からこうした不正行為があったと
する具体的事実の指摘も行われなかった。

このような状況を勘案すると、申立人の求める投票の再点検を行うまでもなく、申立
人の主張は推測の域を出ないものであって、認容することができない。

以上審理の結果、本件選挙においては、選挙の規定に違反する事実は認められず、本
件選挙を無効とすべき理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成十四年三月二十七日

島根県選挙管理委員会

委員長 津 田 和 美

平成十四年四月五日印刷
平成十四年四月五日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町
松江市学園南
松島根
松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)